

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（177）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2021年11月1日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

今号から2018年9月に生じた諸問題に入ります。第1章「改憲を巡る攻防」（I改憲策動、II軍事力強化の動き）、第2章南北朝鮮の非核化・平和に向けた平壤宣言と北敵視政策の衰退、第3章沖縄辺野古問題、第4章沖縄知事選、第5章原発問題です。177号では第3章迄を扱います。

第1章 改憲を巡る攻防

I 改憲策動

（1）①安倍首相は、2018年8月・9月にも改憲発言を繰り返した（9月5日赤旗）。

④8月12日、長州「正論」懇談会での講演で、“自民党として憲法改正案を次の国会に提出できるよう、取りまとめを加速すべきである”と述べた。

⑥8月31日、横浜市内の自民党会合でも“改憲を発議しないというのは国会議員の怠慢ではないか”と述べた。

9月3日産経インタビューで、“私たち国会議員が発議を怠り、国民に権利を行使させないことは「国民に対する責任放棄だ」とのそしりを免れない”と述べた。

◎同日、自衛隊高級幹部合同で、“長きにわたる諸君の自衛隊員としての歩みを振り返るとき、時には心無い批判にさらされ、悔しい思いをしたことがあったかもしれない。自衛隊の最高指揮官、同じ時代を生きた政治家として忸怩たる思いだ”と述べた。

②この一連の改憲発言の問題性は、内容の点もさることながら憲法順守擁護義務を負う首相であるにも拘わらず、政治家安倍の個人的政治的所信を臆面もなく述べたこ

とである。

③この問題性は、自衛隊高級幹部訓示に於いては顕著である。自衛隊の最高指揮監督官たる首相が、憲法・法令の順守を宣誓して任務に就く存在である自衛隊員に対し、“違憲の存在扱いにして政治家として恥ずかしい”と臆面もなく述べたことは異様である。

（2）①9月10日、安倍首相は自民党本部で“憲法9条に自衛隊を明記する改憲案を秋の臨時国会を目指して議論を進めてもらいたい”と述べた。

②その際の改憲案について、“改憲4項目（自民党改憲推進本部とりまとめ）が条文改正のイメージだ。憲法にしっかりと日本の平和と独立を守ることや自衛隊を書き込む。次期総裁任期中のあと3年間で改憲にチャレンジしたい”と述べた（9月11日赤旗）。

（3）9月20日、自民党総裁選挙で安倍晋三（63）が連続3選した。当選後の記者会見で、“憲法改正につき、総裁選の最大の争点であり、結果が出た以上、一致結束して進んでいかなければならない”と述べ、改憲への野望を表明した（9月21日朝日新聞）。

II 軍事力強化の動き

(1) 8月31日、防衛省は、2019年度の軍事費の概算要求を決定した。総額は、5兆2986億円。大軍拡予算である。その主な内訳は次の通りである。

④(i) ミサイル防衛関連経費に4244億円。うち、イージス・アショア(陸上配備型迎撃システム)の取得経費に2352億円。F35Aステルス戦闘機(6機)に916億円。宇宙関連経費に925億円。米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機2機の電子戦能力向上などに101億円。

(ii) なお、8月19日、東北防衛局は、イージス・アショア配備候補地の陸上自衛隊新屋演習場(秋田市)で行う土質調査・測量の一般競争入札で、業者と契約を結んだと発表。同じく候補地の陸自むつみ演習場(萩市)での調査を、中国四国防衛局が業者と契約を結んだ(9月20日河北新報)。

⑤(i) 安全保障技術研究推進制度(大

(i) 「中期防衛計画」(2014年~2018年)や「防衛計画の大綱」(同年)にも記載されていないものを、突然に前倒しして既成事実化しているのは乱暴だ。

(ii) 米国・北朝鮮が対話路線に転換しているにも拘わらず、北朝鮮の脅威を政治的に利用している。

(iii) 費用面でも効果面でも疑問であり、不要である。超高速で飛来するミサイルを百発百中撃ち落とすことはあり得ないことだ。

(iv) 配備されれば、基地が相手の攻撃を引き寄せる磁石の役割にならざるを得ない。

④この指摘は、イージス配備が日本にとりいかに危険なものであるかを如実に示している。

②なお、ここでイージス導入の経緯を略述する(2018年12月19日赤旗)。

(i) 安倍内閣は、2017年8月の内閣改造の際に防衛相に防衛大綱の見直しを指示し、同相は米国防長官にイージス・アショ

ア(学・企業に軍事研究を委託)に103億円(2015年創設当時は3億円)。

(ii) 応募総数は、2015年度~2017年度で257件である。

(iii) これは「研究者版の経済的徴兵制」と批判される制度である。2017年3月、学会会議は研究への軍事介入だとする批判声明を発表。

(2) ①なお、イージス・アショアの導入については、拙稿2018年8月分で、その必要性について防衛省関係者が“抑止力を高めるため必要”と萩市議会で説明していたことについては本稿で既に記したので、ここではイージス配備についての批判的な見解を記す(9月8日河北新報)。

ジャーナリスト前田哲男氏(専門は軍縮・安全保障)は、大要次のように指摘している。

アの導入方針を伝達した。

(ii) 2018年12月19日、安倍内閣は「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」(2019年度~2023年度)を閣議決定した。

(iii) この計画は、「多次元統合防衛力」という基本構想の下、中国・北朝鮮を懸念と脅威の対象とみなし、イージス2基の導入

と相まって軍拡と日米軍事同盟強化とをもちたらしめるものである。

(2) ①② 8月26日から9月19日の日程で、陸上自衛隊と米軍との共同演習「オリエント・シールド2018」が王城寺原（宮城県）と相馬原（群馬県）の両演習場で始まった（9月3日赤旗）。

③米陸軍の実戦部隊による日本国内での実戦演習に、米陸軍は約850人、陸自は約1200人（主に東北方面隊）が参加。

④同演習は、米太平洋陸軍（ハワイ）が行う演習（パシフィックバスウエイズ1812）の一環である。

⑤その目的は、インド・太平洋地域での米陸軍の有事への即応態勢の強化であり、それとともに共同演習を通じて同盟国・協力国軍との関係を強化し、米陸軍の軍事作戦に陸自を動員することである（2014年6月から開始された）。

その狙いは、米軍と共に戦闘する能力を陸自に確保させることである。

(3) ①(i) 2015年5月、オスプレイ（米空軍特殊作戦機CV22）が在日米軍横田基地に正式配備されるとの通告がなされた（9月24日赤旗）。

(ii) CV22の任務は、特殊作戦部隊を夜間や悪天候下で敵地に送り込むことである（安保法制＝戦争法3年の主な動き）

る。

そのための訓練が、横田基地を拠点とする東富士演習場での離着陸訓練、埼玉・群馬・神奈川での低空飛行・離発着訓練であり、低空飛行訓練ルートが横田基地と岩国基地・三沢基地との間の山岳地帯に設定された訓練ルートである。

(iii) ④横田基地では、2012年以降、沖縄駐留の米海兵隊と米陸軍特殊作戦部隊「グリーン・ベレー」のパラシュート降下訓練が頻繁に行われている。

⑤このことにつき、東京平和委員会の岸本事務局長は次のように批判している。

「CV22が横田に配備されるのは、米国の新たな「国防戦略」で在日米軍の作戦領域がペルシャ湾にまで拡大し、特殊作戦部隊の活用が重要視されているからだ。CV22は沖縄の嘉手納基地に配備されている第353特殊作戦航空軍の分遣隊だ。横田基地はアジアでの軍事的戦略的拠点としての役割を新たに担うことになる。南北首脳会談での「平壤宣言」などアジア地域での平和的な流れに逆行するものだ」と。

(4) ① 2018年9月19日、安保法制＝戦争法の成立からまる3年となる。この3年間の戦争法に関する動きの主なものを年表風に記す（9月19日赤旗）。

2014年7月1日	歴代政府の憲法解釈を覆し、集団的自衛権行使を容認する閣議決定
2015年9月19日 11月3日	安保法制＝戦争法が成立 「戦争司令部」＝同盟調整メカニズム（ACM）が運用開始
2016年3月29日 11月15日	戦争法が施行 内戦状態の南スーダンPKO部隊に「駆け付け警護」などの任務付与を閣議決定
2017年2月7日	南スーダン「日報」を一部開示

5月1日	海自が「米艦防護」。戦争法を初実施
5月27日	南スーダンから自衛隊撤退完了
7月28日	「日報」観察報告を公表、稲田防衛相ら辞任
9月14日	海自補給艦が改定 ACSA（物品役務相互提供協定）に基づき、米イージス艦に給油していたことが判明
2018年1月22日	安倍首相が施政方針演説で、自衛隊が米軍機防護の任務を初めて実施したと公表
4月、9月	南北首脳会談
6月	米朝首脳会談
9月	陸自のシナイ半島多国籍軍・監視団（MF0）への派遣検討が判明

②この表から読み取れることは何か。戦争法の3年とは、主に次のことである。

④日米軍事同盟の強化＝米国戦争への日本の加担である（他国への内戦介入・シリア介入）。

⑤そのための集団的自衛権保持（握持）にむけての9条改憲の策動であり、自衛隊のアメリカ軍隊分枝化（傭兵化）であり、武器・軍事秘密等の共通・共有化である。

第2章 南北朝鮮の非核化・平和に向けた「平壤共同宣言」と北朝鮮敵視政策の衰退

(1) ①2018年9月19日、韓国文大野履行合意書」に署名した（9月20日朝日新聞・赤旗）。その大要は次の通り。

「9月平壤共同宣言」と「板門店宣言軍事分

②「9月平壤共同宣言」の全文（大要。一部略）

両首脳は、歴史的な板門店宣言（2018年4月28日署名。「年内に休戦協定を平和協定に転換するため米中を交えた会談を推進することで合意」—小田中註）以後、南北当局間の緊密な対話と意思疎通、多面的な民間交流と協力が進行し、軍事的緊張緩和のための画期的な措置が取られるなど、素晴らしい成果があったと評価した。

両首脳は民族自主と民族自決の原則を再確認し、南北関係を民族的和解と協力、確固たる平和と共同繁栄のために一貫して持続的に発展させていくことにし、現在の南北関係発展を統一につなげることを願う全民族の志向と熱望を政策的に実践するために努力していくことにした。

両首脳は、板門店宣言を徹底して履行し、南北関係を新しい高い段階に進展させていくための諸般の問題と実践的対策を虚心坦懐かつ深みをもって論議し、今回の平壤首脳会談が重要な歴史的転機になるだろうということで認識を共にし、次のように宣言した。

1 南と北は、非武装地帯をはじめとする対峙地域での軍事的敵対関係の終息を、朝鮮半島全地域での実質的な戦争脅威の除去と、根本的な敵対関係解消につなげることにした。

①南と北は、今回の平壤首脳会談を契機として締結された「板門店宣言軍事分野履行合意

書」を平壤共同宣言の付属合意書として採択し、これを徹底して順守して誠実に履行し、朝鮮半島を恒久的な平和地帯にするための実践的措置を積極的に取っていくことにした。

②南と北は、南北軍事共同委員会を速やかに稼働させ、軍事分野合意書の履行実態を点検し、偶発的衝突防止のための意思疎通と緊密な協議を行うことにした。

2 南と北は、相互互惠と共利共栄の土台の上で交流と協力をいっそう増大させ、民族経済を均衡的に発展させるための実質的な対策を強く追求することにした。

3 南と北は、離散家族問題を根本的に解決するための人道的協力をいっそう強化することにした。

4 南と北は、和解と団結の雰囲気高め、わが民族の気概を内外に誇示するために多様な分野の協力と交流を積極的に推進することにした。

5 南と北は、朝鮮半島を核兵器と核脅威がない平和の地にしていくべきであり、このために必要な実質的な進展を速やかに成し遂げるべきだということで認識を共にした。

①北側は、東倉里エンジン試験場とミサイル発射台を関係国の専門家の立ち合いの下で、まず永久的に廃棄することにした。

②北側は、米国が6・12米朝共同声明の精神に沿って相応措置を取るなら、寧辺核施設の永久的廃棄のような追加的な措置を引き続き取っていく用意があると表明した。

③南と北は、朝鮮半島の完全な非核化を推進している過程で共に緊密に協力していくことにした。

6 金正恩国務委員長は、文在寅大統領の招請により、近い時日のうちにソウルを訪問することにした。

2018年9月19日

大韓民国大統領 文在寅

朝鮮民主主義人民共和国国務委員長 金正恩

⑥軍事分野合意書（要旨）

1 南と北は、地上と海上、空中をはじめとする全ての空間において、軍事的緊張と衝突の根源となる相手に対する一切の敵対行為を全面中止する。

①軍事的衝突を惹起し得る全ての問題を平和的に協議・解決し、いかなる場合にも武力を使用せず、相手の管轄区域に侵入または攻撃・占領しない。

「南北軍事共同委員会」を稼働して協議していく。

板門店宣言を具現するために、関連した多様な実行対策を引き続き協議する。

②2018年11月1日から軍事境界線一帯で軍事演習を中止する。

2 南と北は、非武装地帯を平和地帯としていくための実質的な軍事的対策を追求する。板門店共同警備区域を非武装化する。

非武装地帯内で試験的に南北共同遺骸発掘を行う。

3 南と北は、西海北方限界線一帯を平和水域にし、偶発的な軍事的衝突を防止し、安全な漁労活動を保証するための軍事的対策を取っていく。

4 南と北は、交流協力および接触往来の活性化に必要な軍事的保証対策を追求する。

5 南と北は、相互の軍事的信頼醸成のための多様な措置を強く追求していく。

南北軍事当局者間の直通電話設置および運営問題を引き続き協議していく。

南北軍事共同委員会の構成および運営に関する問題を具体的に協議・解決していく。

(2) ①この動きについてのマスコミの論評の例として、9月22日付の河北新報の「社説」は、大要次のように論じている。

(i) 今回の南北会談のミッション（使命・任務）は北朝鮮非核化に向け膠着状態にあった米朝関係の局面の展開であり、最も重要なのは核兵器の廃棄だ。が、その点の言及がない。

(ii) 分断を超え敵対関係を清算しようとする南北の行動は、米中を含めた「終戦宣言」を強く促す意図ともとれる。

が行きすぎれば、米国の判断に枠をはめかねない。非核化交渉の進展を見ながら取り組むべきだったのではないか。

(iii) 南北融和がやがて非核化の空気を醸成し平和をもたらすという考えは理想だが、前のめりの交渉は膠着状態以上に危うい。

北朝鮮に全ての核・ミサイルを廃棄させるという共通の目標を見失うことなく、日米韓の結束を再確認したい。

②このような論評は南北融和の動きを懐疑的にみて南北平和関係化の底流にある南北朝鮮人民(国)の平和・融和願望を捉えていないことと、日米韓の結束論つまり日米韓の対北への軍事的圧力の必要論とに立脚している点で深い疑問を私は持つ。

(3) ①9月22日赤旗が次のように主張しているのは的確である（大要）。

④平和と非核化を前進させ、膠着状態に陥っていた米朝交渉を再開し、促進する糸口をつかんだという点で、今後の進展が期待される。

⑥今回の「9月平壤共同宣言」で、北朝鮮が東倉里のミサイルエンジン試験場とミサイル発射台を「関係国の専門家の立ち会いの下で、まず永久的に廃棄」することに加えて、米国による「相応措置」を条件にしつつも「寧辺核施設の永久的廃棄」の用意を表明したことには、大きな意味がある。

⑦北朝鮮が今回表明した措置は初歩的なものであり、完全な非核化のためには全ての核施設、製造済みの核兵器、弾道ミサイルの廃棄など北朝鮮が取るべき措置はたくさん残されている。

米国側も、北朝鮮に信頼を与えることのできる相応の措置を同時に取っていく必要がある。

⑧南北間の4月の「板門店宣言」、今回の「9月平壤共同宣言」、そして2018年6月の「米朝共同声明」（拙稿「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」（168）参照）はいずれも、朝鮮半島で二度と戦争を起こさないという首脳レベルの意思が基礎になっている。

⑨朝鮮半島の平和定着と非核化は、北東アジアの平和と非核化のプロセスを後押しする外交こそが、日本政府にも強く求められている。

(4) ①この赤旗主張が朝鮮半島の平和化と非核化が北東アジア（含む日本）の平和と繁栄にとって不可欠であると述べて「共同宣言」等の意義と課題を明らかにしている点は、正鵠を射ている（④の「首脳レベルの意思が基礎になっている」とする指摘に“そ

の基礎・底流をなしているのは、南北朝鮮人の平和・融和への強い願望である”と付け加えることが不可欠だ、と考える)。

③この南北の人民の「再び朝鮮半島を戦乱の地とはさせない」という強い願望と決

意の具体化として「共同宣言」「合意書」が発せられたことに鑑みれば、安倍政権の外交・軍事政策の基軸を形成している北朝鮮敵視政策は、その現実的基礎を喪失し政治的命脈は早晩尽きるであろう。

第3章 沖縄辺野古問題

(1) ①8月31日、沖縄県は、仲井真前知事による辺野古新基地建設承認・埋め立て承認を撤回した(9月1日朝日新聞・赤旗)。

撤回通知書(防衛省沖縄防衛局宛)の要旨は次の通りであるが、要するに工事は違法であるということである(赤旗9月1日)。

撤回通知書(要旨)

(1) 処分の内容 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋め立て承認を取り消す。

(2) 処分の理由

第1 「国土利用上適正且合理的ナルコト」(公有水面埋立法第4条第1項第1号)の要件を充足していない。

- 1 承認処分後の土質調査で埋め立て対象区域の海底地盤が想定外の特殊な地形・地質であることが判明。
- 2 埋立て区域の海底に活断層が存在しているとの指摘。
- 3 米国防総省の統一施設基準の高さ基準に抵触する既存建設物が存在。
- 4 辺野古新基地が完成しても統合計画における返還条件が満たされなければ普天間飛行場が返還されない。

第2 承認処分「留意事項」1の不履行

- 1 留意事項に示された工事の実施設計について県との事前協議を行うことなく海上工事、護岸工事に着工。

2 略

第3 「災害防止ニ付十分配慮」(法第4条第1項第2号)の要件を充足していない。

- 1 軟弱地盤の存在が明らかになり、地番の液化化や圧密等による沈下等の危険。
- 2 活断層の活動で深刻な被害の危険。

第4 「環境保全ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」(法第4条第1項第2号)の要件を充足していない。

- 1 環境保全対策について県との事前協議を行わず工事に着工。留意事項2に違反。
- 2 サンゴ類の環境保全措置が不適切。
- 3 ジュゴンに関する環境保全措置が不適切。
- 4 海藻類に関して環境保全対策を策定していない。

- 5 サンゴ類を移植せずに工事に着工。
- 6 ウミボックスを移植せずに工事に着工。
- 7 傾斜堤護岸用石材を海上搬入したこと。
- 8 辺野古崎海域へフロートを設置。
- 9 変更承認申請を行わず施工順序を変更。

(2) 違法工事への批判

①工事は違法だとする本多滝夫龍谷大学教授（行政法）の批判

②埋め立て承認の撤回は、承認後に生じた新たな事情によって、「公有水面埋立法」の承認の基準に適合していないので、撤回ということになったのは、至極当然だ。

③「県として違法な状態を放置できないという法律による行政の原理の観点から」という県の主張は当然であり、背後には沖縄県民の基地反対の強い意思がある。

④代表的な問題は、大浦湾の護岸工事をを行う一部の地盤が、軟弱地盤であったことだ。軟弱地盤で、承認を得た計画では埋め立てが出来ないような状態であり、これが違法状態であるということだ。

⑤国は法令を順守すべき団体であるにもかかわらず、軟弱地盤であることを隠し工事を強行した。地方公共団体の責任を無視し、地方自治を軽視した対応が大きな問題を招いている（赤旗9月1日）。

(2) 有識者の声明

①有識者でつくる「普天間・辺野古問題を考える会」は9月7日、声明「辺野古の海への土砂投入計画並びに新基地建設計画を白紙撤回せよ！」を発表した（9月7日現在、賛同人は72人）。

②同会代表宮本憲一大阪市立大学名誉教授は、新基地建設は「日米軍事同盟の戦争体制を進め、地球環境を破壊し、日本の未来を損なうものだ」などとして批判し、また「翁

長雄志知事の意味を継承した共同声明に多くの国民の賛同を期待する」、と表明した（9月8日赤旗）。

(3) 世界の著名人ら133人の声明

米国をはじめ世界の学者、研究者、芸術家、平和活動家らは、9月7日、沖縄県辺野古への米軍新基地建設計画の中止を求める声明を発表した。

①声明に名を連ねたのは、言語学者・思想家のノーム・チョムスキー、映画監督のマイケル・ムーア、ノーベル平和賞受賞者のマイレッド・マグワイア、元米国務省・国防総省高官のダニエル・エルズバーグ、英核軍縮運動（CND）のケイト・ハドソン、カナダ人ジャーナリストのナオミ・クラインの各氏ら133人。

②声明は、「基地建設は、国民主権、自治権といった憲法の原則に反して行われている」と指摘した。また「沖縄県民の反対は一貫している」と強調。「今こそ、歴代の日本政府、米軍と戦略立案者は、沖縄の『要塞』的役割を再考し、非武装共同体の中心地として役割を明確にすべきだ」と述べ、そのために辺野古新基地建設の断念を求めた（9月9日赤旗）。

(4) 辺野古海上で県民アピール

9月31日、新基地に反対する県民らが抗議船とカヌーで米軍キャンプ・シュワブ沖の工事現場付近の海上に出て、「違法工事をやめ、ただちに護岸を撤去して」とアピールした。

3隻の抗議船はそれぞれ「新基地建設反対」「美(ちゅ)ら海守れ」「土砂投入阻止」と書かれた大きな横断幕を掲げた。カヌーチームは「美ら海をまもれ」と書かれた横断幕を協力して広げたり、平和の願いを込めた虹色の旗を掲げたりして新基地建設の断念を求めた。

へり基地反対協の仲本事務局長は「国は岩礁破碎許可も得ず、環境を破壊し、法を無視して法治国家の名を汚す行為を続けてきた。県は工事を止めるよう行政指導を繰り返してきた。撤回に値するのは明白だ」と強調した。

(5) 朝日新聞の批判

④県が「撤回」の理由に上げたことには相応の説得力がある。

⑤基地建設の可否をひとまず置いたとしても、あまりに沖縄県民を、そして地方自治を愚弄した態度ではないか。

2013年末に仲井真前知事が埋め立てを承認した際、海底の様子が不明なことなどを前提に、工事の実務設計について事前に県と協議を行うこととする留意事項が明記された、ところが政府はこれを無視して、

県の度重なる行政指導にも従わず、工事を強行してきた。

民間の業者だったら、とっくに事業中止や原状回復の命令が出ていて当然の振る舞いだ。

問われているのは、辺野古に基地を造るか否かにとどまらない。民意に基づく地方からの異議申し立てに、中央がどう向き合うべきか。そんなすべての自治体にかかわる重いテーマだ。

(6)次に以上の批判的動きの一環として生じた県民投票請求の動きについて記す(9月6日朝日新聞)。

①9月5日、辺野古への移設の賛否を問う県民投票の実施を請求する署名9万2848筆が市民団体「『辺野古』県民投票の会」(元山代表)から副知事に提出された(9月6日朝日)。

②県条例の直接請求に必要な有効署名数は、有権者の50分の1(約2万3000筆)である。なお、県条例は自民を含めて全会派の賛成で可決され、2019年2月24日に投開票が実施されることになった(2019年2月7日赤旗)。

(以下次号に続く)